

第44号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (13) 島根県中小企業制度融資等特別会計 中小企業制度融資資金、まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金、企業立地促進資金及びソフト産業等立地促進資金の貸付け等に関する事業

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。